

消費者被害防止サポーター基礎講座



埼玉県マスコット「コバトン」「さいたまっちゃん」

お試しのつもりがいつの間にか定期購入に…。
無料点検をお願いしたら高額な工事契約をすることになってしまった…。
悪質商法や詐欺の被害が後をたちません。
最新の被害事例や対処方法などを学び、ご自身や身近な方の
消費者被害を防止するために役立てませんか。



	日 時	会 場	定 員
1	10月8日(水) 13時30分～16時	熊谷市 男女共同参画推進センター ハートピア 会議室	30名
2	11月10日(月) 13時30分～16時	草加市 勤労福祉会館 第1会議室	60名
3	12月12日(金) 13時30分～16時	オンライン(Zoom) ※講座資料は12月4日に発送します。 受講に必要なオンラインのご案内は12月9日にお送りします。	60名

- 講 師 第1講義 弁護士または司法書士
第2講義 消費生活相談員 (内容は裏面をご覧ください)

- 参加費 無料 (定員になり次第 締切)

- 持ち物 筆記用具 飲み物

- お申込方法 右記QRコード、Eメール、FAXでお申込ください



*オンライン希望者はQRコード、Eメールからのお申込をお願いします

*Eメール、FAXからお申込の場合は以下①～④を記載してください

オンライン希望者は①～⑤を記載してください

「件名 消費者被害防止サポーター基礎講座」

① 氏名(ふりがな) ② 在住市町村名(県内在勤、在学可)

③ 電話番号(日中連絡のとれる番号をお願いします)

④ 受講希望の日時・会場

⑤ オンライン受講希望者

ご住所(資料送付のため)と受講時に使用するメールアドレス

【お申込・問い合わせ先】

埼玉消費者被害をなくす会

電話/FAX 048-829-7444 (月～金10時～16時 土日祝日休み)

nakusukai.10@saitama-k.com

お預かりした個人情報は、この講座のために利用しそれ以外には一切利用いたしません。

消費者被害防止サポーター基礎講座 内容

第1講義

「地域の消費者被害を防ぐには（60分）」

～消費者被害防止サポーターの役割 活動について～ 講師 弁護士または司法書士

第2講義

「悪質商法・消費者被害の事例（60分）」 講師 消費生活相談員

「消費者被害防止サポーターの登録についての説明」

埼玉消費者被害をなくす会

【消費者被害防止サポーターの登録について】

消費者被害防止サポーター基礎講座受講後、希望される方はサポーターに登録することができます。

登録後は、研修・交流会の案内や最新の消費被害の情報等を提供します。

【消費者被害防止サポーターの活動とは】

- ・地域のなかで、消費者被害防止の啓発、呼びかけや市町村の消費者展などイベントでの啓発に協力します。
- ・日頃、近隣の方と接する中でゆるやかな地域の見守りと「おかしいな？」と思うことがあった時には、消費生活センターを知らせるなど消費者被害を未然に防止していくことを大切にしています。



適格消費者団体 特定適格消費者団体

特定非営利活動法人 埼玉消費者被害をなくす会

電話/FAX 048-829-7444（月～金10時～16時 土日祝日休み）

e-mail nakusukai.10@saitama-k.com